

子ども・子育て支援新制度の概要について

1 新制度の概要

(1) 子ども・子育て関連3法の制定

○保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成24年8月、子ども・子育て関連3法が可決・成立し公布された。

子ども・子育て関連3法	概 要
子ども・子育て支援法	子ども及び子育て支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築などの所要の措置を講じるもの
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律	認定こども園の充実を図るとともに、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設として法的に位置付けし、その設置及び運営その他の必要な事項を定めたもの
関係法律の整備等に関する法律	上記2法の施行に伴い関係法律の規定整備を行うもの

(2) 新制度の目的

○すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度及び財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図る。

(3) 新制度における主な取り組み

- 認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付「施設型給付」、及び小規模保育等への給付「地域型保育給付」の創設
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援・地域子育て支援拠点・放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
 - ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置付け。
 - ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
 - ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

(4) 新たな一元的システムの構築

- 基礎自治体である市町村を実施主体とする。
 - ・市町村は地域のニーズに基づき「子ども・子育て支援事業計画」を策定して給付・事業を実施し、国や都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える。
- 社会全体で費用を負担する（国及び地方の恒久財源の確保を前提）
 - ・「社会保障と税の一体改革」の中で財源を確保する。
- 政府の推進体制及び財源を一元化する。
- 子ども・子育て会議を設置する。
 - ・有識者・事業主代表・労働者代表・子育て当事者・子育て支援当事者（関連事業従事者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みづくり

2 給付・支援事業について

(1) 給付・支援事業の全体像

- 新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別される。

<p>「子ども・子育て支援給付」</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>施設型給付</u> : 認定こども園、幼稚園、保育所・ <u>地域型保育給付</u> : 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育・ <u>児童手当</u> <p>「地域子ども・子育て支援事業」</p> <p>利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ、妊婦健診 等</p>

(2) 子ども・子育て支援給付

- 「子ども・子育て支援給付」とは、国が統一的な基準等を設け、それに準じて各市町村がサービスを提供するもので、施設型給付・地域型保育給付・児童手当で構成される。

給付の種類	概要
施設型給付	<ul style="list-style-type: none">・ 認定こども園・幼稚園・保育所に対する従来の財政措置とは異なり、施設型給付費という形で市町村が保護者に支給する。・ 各施設が保護者を代理して市町村に請求する。
地域型保育給付	<ul style="list-style-type: none">・ これまで市町村が個々に整理していた「小規模保育(6~19人)」「家庭的保育事業(保育ママ/5人以下)」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」を一体的に整備する。

- ◆小規模保育や家庭的保育事業等については、新制度のもとでは、保育の質の確保を図るため、客観的な認可基準が設けられ、市がその基準をもとに認可を行う形となる。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

- 「地域子ども・子育て支援事業」とは、市町村が地域の実情に応じ独自に実施する各種事業が対象となり、新制度のもとでは「地域子ども・子育て支援事業」という大きな枠組みに含まれ一体的な制度設計・運営が行われる。

地域子ども・子育て支援事業の概要
① 利用者支援（新規）
② 地域子育て支援拠点事業
③ 妊婦健診
④ 乳児家庭全戸訪問事業
⑤ 養育支援訪問事業（その他要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業）
⑥ 子育て短期支援事業
⑦ ファミリー・サポート・センター事業
⑧ 一時預かり
⑨ 延長保育事業
⑩ 病児・病後児保育
⑪ 放課後児童クラブ
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

3 新制度における市町村の役割

(1) 市町村の職務

○権限と責務

市町村は、子ども・子育て関連3法に基づく新制度の実施主体としての役割を担い、そのために必要な次の権限と責務を担う。

- ・子どもや家庭の状況に応じた給付の保障、事業の実施
- ・質の確保された給付や事業の提供
- ・給付や事業の確実な利用の支援
- ・事業の費用や給付の支払い
- ・計画的な提供体制の確保と基盤整備

○計画の策定と実施

国が定める「基本方針」（**別添1**参照）に基づき、地域の潜在的なものを含めた子ども・子育てに係るニーズを把握したうえで、地域内における新制度の給付・事業の需要見込量、提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、給付及び事業を実施する。

○施設・事業の認可等

地域型保育事業者の認可に際し、市町村は市町村計画に基づき需要の状況確認を行う。また、認可施設・事業に対し、利用定員を定め、給付の対象とすることを確認するとともに、適正な給付の維持のため指導監査を実施する。

(2) 「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定について

- 対象期間を平成27～31年度とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、給付及び事業を実施する。(以降も5年ごとに策定)
- ニーズ調査の実施(平成25年度)
計画策定にあたっては、国の基本指針に基づきニーズ調査を行い、その結果等をふまえて、下記について検討する。
 - ・地域の設定
 - ・幼児期の学校教育・保育、子育て支援事業に係る需要量の見込み
 - ・上記支援事業等に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - ・幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策
- 子ども・子育て会議の設置
計画策定にあたっては、市町村の関係当事者が参画する仕組みとして「地方版子ども・子育て会議」を設置し、その意見を反映させるよう取り組む。